

国立健康危機管理研究機構役員・職員行動規範

（健康危機管理に当たる自覚）

- 1 私たちは、機構の一員として、健康危機管理に当たる責任を強く自覚し、有事には迅速かつ適確に対応するとともに、有事への備えに平時から万全を期することにより、国民の信頼に応えます。

（人権の尊重等）

- 2 私たちは、患者・元患者やご家族などの置かれている状況に深く思いを寄せるよう努力するとともに、これらの方々を始めとするすべての人の人権を尊重します。

（人々の健康等に貢献する誇り）

- 3 私たちは、調査、研究開発、医療、人材養成、検査・試験、国際協力等の分野において、我が国と世界の人々の健康と福祉の増進に貢献する業務に携わることを誇りに、職務に当たります。

（透明性と誠実・公正）

- 4 私たちは、業務にかかわるすべての関係者に対し、高い透明性の下で、誠実かつ公正に行動します。

（説明責任）

- 5 私たちは、説明責任を果たし、信頼を得るよう努力します。

（法令遵守等）

- 6 私たちは、関係法令や規程等を遵守するとともに、高い倫理観を持って職務に当たります。

（情報の管理）

- 7 私たちは、職務上知り得た秘密や個人情報を厳重かつ適切に管理します。